

三次市教育委員会議案第3号

三次市天然記念物の指定について

三次市文化財保護条例（平成16年条例第132号）第3条第1項の規定により、次のものを三次市天然記念物として指定することについて、議決を求める。

平成28年4月27日提出

三次市教育委員会教育長 松村智由

種別 三次市天然記念物
名称 安田良神社のヒノキ
住所 三次市吉舎町安田1210番地 良神社境内
(番地内の幹(根本)を中心とする半径10mの円内の範囲)

所有者(管理者)住所及び名前

良神社

良神社宮司 林美代子

良神社総代長 上平靖

(三次市吉舎町安田1764番地1)

指定理由 安田良神社のヒノキは約500年間(推定)もの長い間、御神木として安田地域の人々の心のよりどころとして崇められてきている。風格、樹勢とも良好であり、三次地方ではまれに見る巨樹であり、広島県内4位の巨樹とされている。